

(2201agileDevelop.pdf)

2022.1のブログ:「アジャイル開発における偽装請負について」の詳細

(→ <http://www.1968start.com/M/blog/index2.html#2201d> )

## アジャイル開発における偽装請負について

中所武司

### ■このブログのきっかけ

2022.1.24の朝日の記事:

<https://digital.asahi.com/articles/DA3S15181572.html>

『ソフトウェア開発、「偽装請負」懸念 発注者とチームで改善する手法、「指揮命令」にあたる?』によると、

調査に回答した日本企業の2割近くが取り入れているアジャイル開発において、偽装請負が疑われるケースがあるというので、ソフトウェア工学の観点で読んでみた。

### 【注】アジャイル開発とは?

拙著「ソフトウェア工学 (第3版)」(朝倉書店、2014年)では、以下のように説明している。

<http://www.1968start.com/M/lecture/SE3index.html>

第3章 ソフトウェア開発モデルとプロジェクト管理

3.2 プロセスモデル

3.2.4 アジャイル開発

<引用>

これは、ウォーターフォールモデルの欠点を回避する方法論を提唱する人たちによって、2001年にアジャイルソフトウェア開発のための宣言が出されて注目された。その内容は、プロセスやツールよりも個人や対話を、包括的な文書よりも動くソフトウェアを、契約交渉よりも顧客との協調を、計画に従うよりも変化への対応を尊重するというものである。

すなわち、数人から十数人のプロジェクトメンバーが対話を密にして情報を共有し、早い段階で動くソフトウェアを作成し、**チームの一員である顧客の確認を取り、変更が必要になればすぐ対応することで迅速な開発を達成する。**

たとえば、数週間でソフトウェアの一部を開発して動作確認をするとともにその結果をフィードバックして次の一部を開発するというサイクルを繰り返しながら完成させることで、開発コストも削減できる。

<引用終わり>

### ■記事内容の要約とコメント (→★)

アジャイル開発が偽装請負という法律違反にあたりかねない、との懸念が広がっている。社会経済の迅速なデジタル化の障壁になるとの指摘も出ており、国は対応を急ぐ。

アジャイル開発は、ソフトウェアやシステムの開発において、最小限の機能を持たせたものを実際に使い、反応や不具合を確認しながら、機能の追加や改善を繰り返していく手法で、近年、主流になりつつある。

詳細な設計やテストを済ませた上で使い始める「ウォーターフォール開発」に比べて開発期間を短縮でき、柔軟な対応もしやすいと言われる。独立行政法人の情報処理推進機構の調査

によると、回答した日本企業の2割近くがアジャイル開発を取り入れているという。

課題は、労働者派遣法が禁じる「偽装請負」にあたるかと判断されかねない点だ。

労働者の派遣では、労働者保護の責任は、派遣先と派遣元が分担する。危険防止などの責任は派遣先に、健康保険や厚生年金保険への加入や労災の補償の責任は派遣元にある。

実質的には労働者派遣なのに請負契約を装う「偽装請負」では、こうした責任があいまいになる。2006年ごろから製造業などの現場で続々と発覚し、社会問題になった。

システム開発の場合、従来型のウォーターフォール開発では、仕上がりを事前に想定し、基本設計から詳細設計、そしてプログラミングへと、後戻りせずに進める。

発注者側と受注者側がそれぞれの役割の枠内で働く。

これに対しアジャイル開発では、発注者側と受注者側がチームを組んで仕事をする。

利用者の反応や不具合を踏まえて改善を重ねるには、緊密な意思疎通が効果的とされる。

しかし、受注者側の労働者が発注者から「指揮命令を受けた」とみなされれば請負契約を装った労働者派遣、つまり「偽装請負」にあたるかと判断される。

→★アジャイル開発では、発注者がシステムの利用者の立場で開発に参加しているので、システムの要求仕様に未確定部分があっても、開発を開始でき、必要に応じて、要求仕様の未確定部分の詳細化や変更が迅速に行える特徴がある。

→★要求仕様に責任を持つ発注者と開発に責任を持つ受注者とは、役割分担が明確であり、本来、請負業務は成立する。

こうした懸念から、アジャイル開発を避ける例が近年出始めた。開発が滞れば、国際的な競争にも響きかねない。経団連などは昨年2月、純粋な意思疎通は偽装請負にあたらないとする規制の改革を政府に要望した。

社会経済のデジタル化を掲げる政府は、どのような場合に偽装請負にあたるかを記したQ&Aを厚生労働省が昨秋に公表した。発注者側と受注者側の開発責任者が密に連携しても受注者側が実態として自律的に開発業務をしていれば偽装請負と判断されない、とした。

一方、業務方法や労働時間に関する指示をするなどの実態があれば偽装請負にあたる、とした。

→★当然の見解と思われる。

(関連する厚労省のホームページ) <https://www.mhlw.go.jp/content/000834503.pdf>

対策として、それぞれの役割や業務の進め方を事前に双方で合意することや、アジャイル開発についての事前研修を挙げた。

## ■実態にあわず、戸惑う現場 「具体例を」「解決してない」

政府の対応に、専門家の評価は分かれる。

偽装請負の問題に詳しい学者は、「アジャイル開発では、受注側は繰り返し発注側の指揮命令を受けてシステムの修正をすることから請負契約にそぐわない」と指摘。

→★発注者側は要求仕様に関する責任があるので、ここで言われている「システムの修正」が、要求仕様の変更ならば問題ないと思われる。

→★むしろ、要求仕様の追加・変更によって、開発コストが増加する場合、その方法と支払金額に関して、契約書に追記されるべきと思う。

一方で、システム開発の法務に詳しい弁護士は「アジャイル開発のすべてが偽装請負にあたるわけではないと示された点は評価できる」と言う。その上で「開発の現場は、どういう場合に偽装請負となるのかをもっと具体的に知りたい」と、残る課題を指摘する。

さらに、受発注双方の役割分担や業務の進め方などを事前に合意しておくという防止策については「現場がまわらない」とみる。

→★この防止策は当たり前。現場が回らないはずがないのでは？

防止策が実行不可能とすれば、発注者と受注者が対等な関係でないことが疑われる。

発注者側が立場を利用して、受注者側に無理難題を強いることがあってはならない。

受注側のソフトウェア開発会社の担当者は、偽装請負とみなされかねない現状を認めた上で、「どこの会社も同じような状況。Q&Aの内容を踏まえても、具体的な改善策は今のところない」と話す。

## ■全体的コメント

→★今回の偽装請負の話とは異なるが、アジャイル開発方式の採用決定には、利点とともに欠点についての検討が欠かせない。

→★また、少なくとも、設計方針を明確にしておく必要がある。

冒頭で引用した拙著では、5.1.4項「設計方針」で以下のように記載した。

『要求仕様を満たす設計仕様は複数存在しうるが、

**品質特性として何を重要視するかによって、設計方針が決まる。**

その多くは要求仕様で決められているが、

具体的なレベルは設計段階で決定するものも多い。』

以上